

- 働き方改革推進セミナー開催
- 県立高等技術専門校入校生募集
- 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集
- 9月は「障害者雇用月間」です
- 令和5年度(後期)職業訓練生募集
- 労働者協同組合法
- 県中小企業融資制度のご案内
- 鹿児島県女性活躍推進宣言企業への登録
- かがしまジェンダー平等推進ポータルサイト
- 県労働委員会からのお知らせ
- 鹿児島労働局からのお知らせ
- 産業保健総合支援センターからのお知らせ
- 鹿児島キャリア形成・学び直し支援センターの紹介

2023. 8月号

～ふるさとの人材がふるさとで活躍できるように～

働き方改革推進セミナー

主催 鹿児島県 共催 鹿児島労働局

令和5年度

要予約!
無料!

県と鹿児島労働局が連携し、働き方改革関連法の説明、具体的取組の進め方や支援制度などについて、事業主等向けのセミナーを開催します。

会場 ・ 日時

番号	会場	所在地	開催日
①	北薩地域振興局 (会議室棟3階第5会議室)	薩摩川内市神田町 1-22	10月4日(水)
②	大島支庁 (本館4階大会議室)	奄美市名瀬永田町 17-3	10月23日(月)
③	始良・伊佐地域振興局 (本庁舎4階中会議室)	始良市加治木町諏訪町 12	11月2日(木)
④	大隅地域振興局 (別館2階大会議室)	鹿屋市打馬2丁目 16-6	11月8日(水)
⑤	かがしま県民交流センター (3階大研修室第2)	鹿児島市山下町 14-50	11月14日(火)
⑥	熊毛支庁 (本館3階第1会議室)	西之表市西之表 7590	11月20日(月)

- 時間は各会場とも 受付 13:00～ 開始 13:30 終了 16:00

対象・定員

- 県内事業所の経営者、人事労務担当者等
- 鹿児島市の会場は50人、その他の会場は30人

内容

- 働き方改革及び関連法等 13:30～14:30
働き方改革の取組事例紹介、事業場内最低賃金引上げに活用できる業務改善助成金の案内、有期雇用特別措置法(無期転換ルールの特例)、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止対策 など [鹿児島労働局]
- 同一労働同一賃金の実現に向けて 14:30～15:00
正規雇用労働者と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)との間の不合理な待遇差の解消のための取組み など [鹿児島働き方改革推進支援センター]
- 個別相談会(希望者のみ) 15:10～16:00

申込

以下に記入してFAXいただくか、県ホームページ又は申込フォームから申し込んでください。申込内容をMailで送信いただいても結構です。

[申込締切]各会場とも開催日の1週間前までにお申し込みください。

事業所名			
〒	-		
TEL		FAX	
参加者氏名①		参加者氏名②	
セミナー当日、個別の相談を希望しますか(○, ×で記入)			
参加の会場 (6会場①～⑥の中から希望の会場番号を記入)			

申込先

鹿児島県商工労働水産部 雇用労政課
FAX:099-286-5582, 電話:099-286-3017
Mail: r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp
県ホームページ「働き方改革推進セミナー」で検索



申込フォーム

県立高等技術専門校入校生募集

県立高等技術専門校では、令和6年度に入校する訓練生を募集します。

試験の種類	一般選考試験		推薦選考試験						
	高等学校卒業生等を対象	義務教育修了者等を対象							
名	吹上校	自動車工学科	金属加工科	自動車工学科, 金属加工科					
	宮之城校	建築工学科	室内造形科	建築工学科, 室内造形科					
	始良校	情報処理科, メカトロニクス科	—	情報処理科, メカトロニクス科					
	鹿屋校	電気設備科	—	電気設備科					
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校を令和6年3月に卒業見込みの方 高等学校を卒業された方又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる方 		<ul style="list-style-type: none"> 義務教育を修了された方又は同等以上の学力を有すると認められる方 令和6年3月に中学校を卒業見込みの方 (C~E日程) 		<ul style="list-style-type: none"> 高等学校を令和6年3月に卒業見込みの方 学校調査書における評定 <table border="1"> <tr> <td>概ね3.5以上</td> <td>自動車工学科 建築工学科 情報処理科</td> </tr> <tr> <td>3.0以上</td> <td>上記以外の科</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 出席率が概ね95%以上の方 試験に合格した場合、入校できることを確約できる方 	概ね3.5以上	自動車工学科 建築工学科 情報処理科	3.0以上	上記以外の科
概ね3.5以上	自動車工学科 建築工学科 情報処理科								
3.0以上	上記以外の科								
受付期間	令和5年9月1日(金)～令和6年3月1日(金)			9月1日(金)～9月25日(月)					
	願書締切日	入試選考日	試験会場	入試選考日	試験会場				
A日程	10月26日(木)	11月2日(木)	各高等技術専門校	10月2日(月)	入校を希望する各高等技術専門校				
B日程	11月24日(金)	12月1日(金)							
C日程	1月12日(金)	1月19日(金)							
D日程	2月2日(金)	2月11日(日)							
E日程	3月1日(金)	3月10日(日)							
選考方法	筆記試験・面接			筆記試験・面接					
提出書類	<令和5年度卒業見込みの方> <ul style="list-style-type: none"> 入校願書(写真貼付) 学校調査書又は職業相談票(乙票) ※ 職業相談票(乙票)は、中学校卒業見込みの方のみ 写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) <上記以外の方> <ul style="list-style-type: none"> 入校願書(写真貼付) 学校調査書又は卒業証明書 写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) 			<ul style="list-style-type: none"> 入校願書(写真貼付) 学校調査書 写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) 高等学校長の推薦書 					
提出先	入校を希望する各高等技術専門校 ただし、雇用保険受給資格者等は最寄りの公共職業安定所			入校を希望する各高等技術専門校					

※ 入校願書は、各高等技術専門校及び各公共職業安定所のほか、各校のホームページからも取得できます。

※ B～E日程の選考試験については、定員に達した科においては選考を実施しない場合もありますので、事前に各高等技術専門校のホームページ等でご確認ください。

※ 令和6年3月に中学校を卒業見込みの方は、C～E日程の受験となります。

※ 欠員がある場合、令和6年3月中旬から下旬に入校試験を追加で実施する場合があります。詳しくは、各高等技術専門校へご確認ください。

【問合せ先】 ○吹上高等技術専門校 ☎ 099-296-2050 ○宮之城高等技術専門校 ☎ 0996-53-0207
○始良高等技術専門校 ☎ 0995-65-2247 ○鹿屋高等技術専門校 ☎ 0994-44-8674
○県庁雇用労政課公共訓練係 ☎ 099-286-3021

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞職業能力開発＞県立高等技術専門校入校案内

国立県営 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集

鹿児島障害者職業能力開発校では、令和6年度に入校する訓練生を募集します。

科名	情報電子科 グラフィックデザイン科 OA事務科	介護福祉サービス科 アパレル科 ワークトレーニング科（知的障害者対象）		
応募資格	高等学校卒業（卒業見込み者を含む）及び同等以上の学力を有する障害者	義務教育修了以上の障害者		
訓練期間	1年	1年		
募集期間	区分	募集開始日	募集締切	選考日
	A日程	令和5年8月1日(火)	令和5年9月21日(木)	奄美 令和5年10月3日(火) 熊本・宮崎 10月5日(木) 本校 10月6日(金)
	B日程	令和5年10月20日(金)	令和5年11月22日(水)	令和5年12月8日(金)
	C日程	令和6年1月4日(木)	令和6年2月9日(金)	令和6年2月26日(月)
願書提出先	最寄りのハローワーク ※応募手続き書類は鹿児島障害者職業能力開発校又は最寄りのハローワークにあります。			
選考方法	●筆記試験（数学、国語） ●面接			

※B日程以降は、定員に達した科においては、選考を実施しない場合もありますので、事前に下記までお問い合わせください。
※訓練の状況や施設の見学を希望される方は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

- 鹿児島障害者職業能力開発校 ☎0996-44-2206 [FAX]0996-44-2207
〒895-1402 薩摩川内市入来町浦之名1432
 - 県庁雇用労政課公共訓練係 ☎099-286-3021
 - 最寄りのハローワーク
- 【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞職業能力開発＞鹿児島障害者職業能力開発校

9月は「障害者雇用支援月間」です

障害のある方の雇用にご理解・ご協力をお願いします

県では、9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害のある方の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害者の雇用に関する県民の皆さま、特に事業主の皆さまの関心と理解を一層深めていただくことを目的として、関係機関と共に、様々な障害者雇用支援運動を展開します。

障害のある方の雇用の促進と安定を図るために、県民の皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



◇ 障害者雇用支援・激励大会

障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者への表彰や、障害者雇用の取組等をテーマにした講演を予定しています。

- ・日時 9月1日(金)
午後1時30分～午後3時予定
- ・会場 かごしま県民交流センター

◇ 障害者就職面接会

【問合せ先】

- ・県雇用労政課雇用支援係 電話：099-286-3028
- ・鹿児島労働局職業対策課 電話：099-219-8712
- ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部
電話：099-813-0132

【県HP】

産業・労働＞雇用・労働＞障害者雇用

地区	日時	会場	面接会に関する問合せ先
鹿児島	9/13(水) 13:00-16:00	かごしま県民交流センター	ハローワークかごしま 099-250-6071
鹿屋	9/21(木) 13:00-16:00	ホテルさつき苑	ハローワークかのや 0994-38-7086 ハローワーク大隅 099-482-1265

ハロートレーニング ～急がば学べ～ 令和5年度(後期)職業訓練生を募集

県では、**求職者の皆さん**に、再就職のための技能・技術を身につけていただく職業訓練を、民間教育訓練機関等へ委託して実施しています。受講には、ハローワーク(公共職業安定所)への**求職申込が必要**です。

◆講義のほかに企業で1か月間の職場実習を行う訓練コース【訓練期間：4～5か月】

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	訓練 開始日	担当校
IT広告デザイン科 (5か月)	鹿児島市	24	10/27	始良

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	訓練 開始日	担当校
調理加工科 (4か月)	曾於市	15	11/28	鹿屋

◆講義のみを行う訓練コース【訓練期間：3か月～6か月】

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	託児 定員	訓練 開始日	担当校
介護・福祉科【実務者研修】 (6か月)	鹿児島市	24	—	10/26	吹上
	薩摩川内市	24	—	2/22	宮之城
	鹿児島市	24	—	3/5	始良
介護職員養成科(3か月)	鹿屋市	20	—	10/12	鹿屋
介護・福祉科【初任者研修】 (3か月)	奄美市	22	—	11/17	吹上
	出水市	20	—	1/16	宮之城
ショッピングマネジメント科 (3か月)	鹿児島市	24	—	3/8	吹上
ITプログラマー養成科【資格取得コース】(6か月)	鹿児島市	20	—	11/28	始良
ビジネス実務科 ※ (3か月)	鹿児島市	24 (10)	15	11/1	吹上
ITビジネス科【WEB制作】 (5か月)	垂水市	20	—	12/1	鹿屋
医療事務科(ドクターズクラーク) (4か月)	鹿屋市	20	—	12/19	鹿屋
地域循環林業科(3か月)	鹿屋市	15	—	2/14	鹿屋

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	託児 定員	訓練 開始日	担当校
パソコン・基礎科 (3か月)	南さつま市	24	—	1/16	吹上
	薩摩川内市	24	—	11/14	宮之城
	日置市	24	—	12/5	宮之城
	薩摩川内市	24	—	12/13	宮之城
	薩摩川内市	24	—	3/8	宮之城
	出水市	22	—	10/26	宮之城
	出水市	22	—	2/15	宮之城
	鹿児島市	24	—	1/23	始良
	霧島市	24	—	2/21	始良
	鹿児島市	24	—	3/8	始良
ITビジネス科【WEB活用】 (3か月)	志布志市	20	—	1/26	鹿屋
総合ビジネス科(3か月)	鹿屋市	20	—	11/10	鹿屋
	鹿屋市	20	—	3/19	鹿屋
パソコン・簿記初級科 (3か月)	鹿児島市	24	10	12/19	始良
	曾於市	15	—	3/8	鹿屋
ITビジネス科【総合コース】 (6か月)	鹿児島市	24	—	11/8	始良
	鹿児島市	24	—	2/7	始良
医療事務科(3か月)	鹿児島市	20	—	12/7	吹上
	薩摩川内市	20	—	10/18	宮之城
	日置市	24	—	3/5	宮之城
	霧島市	20	—	11/21	始良

※「ビジネス実務科」については、定員24人のうち10人は母子家庭の母等の方を優先的に募集します。

【問合せ先】 吹上高等技術専門学校 ☎099-296-2050 宮之城高等技術専門学校 ☎0996-53-0207
始良高等技術専門学校 ☎0995-65-2247 鹿屋高等技術専門学校 ☎0994-44-8674
【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞職業能力開発＞令和5年度(後期)委託訓練の御案内

労働者協同組合法について

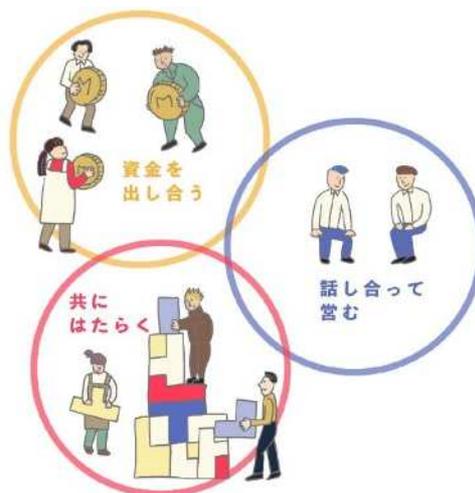
「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみならず意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

昨年10月に施行された労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

この法律では、労働者協同組合は、以下(1)から(3)の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

基本原理

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること



詳しくは専用サイトで（厚生労働省HP）

知りたい！労働者協同組合法 <https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp>



厚生労働省 知りたい！労働者協同組合法

検索 標準 大 最大

文字サイズ変更

ホーム 労働者協同組合法とは 労働法規・会計 設立の流れ フォーラム よくある質問 好事例 資料ダウンロード

「はたらく」をつくる。みんなでつくる
労働者協同組合法

労働者協同組合法 相談窓口

0120-237-297

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞関係法令＞労働者協同組合法について

県中小企業融資制度のご案内

創業支援資金（令和5年7月4日一部改正）

県内で新規に事業を開始しようとする方が利用できる県の融資制度です。

○融資対象者

- (1) 国が認定した市町村の特定創業支援等事業による支援を受けて、6月以内に新たに事業を開始しようとする方（開業して5年未満を含む）
- (2) 商工団体の推薦を受けて、1か月以内に個人で、または2か月以内に会社を設立して新たに事業を開始しようとする方（開業して5年未満を含む）
 - ※ (1) および (2) は国の創業関連保証制度及びスタートアップ創出促進保証制度（経営者保証免除）に対応
 - ※ スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合、初回の確定申告納付が終了していない方は事業開始に必要な額の10%以上の自己資金を有している必要があります。
- (3) 商工団体の推薦を受けて新たに事業を開始しようとする方（(2)以外の方（開業して6月未満を含む））

○融資限度額 運転資金・設備資金 2,000万円

○融資期間 融資対象者 (1), (2) 運転資金 7年以内（据置1年以内）
設備資金 10年以内（据置1年以内）

※ スタートアップ創出促進保証制度を利用し、保証機関の保証がない融資を併せて申し込む場合等は据置3年以内

融資対象者 (3) 運転資金 7年以内（据置2年以内）
設備資金 10年以内（据置3年以内）

○融資利率 年1.7%～年2.3%

○信用保証料率 融資対象者 (1), (2) 年0.68%

融資対象者 (3) 年0.13%～年1.58%

※ 女性や青年（30歳未満）による創業の場合、0.32%引き下げ

※ 県SDGs登録制度の登録を受けている場合は、さらに0.1%引き下げ

※ 融資対象者 (1), (2) がスタートアップ創出促進保証制度を利用する場合、0.2%上乗せして保証料を支払うことで、経営者保証を免除することができます（その場合、融資を受けてから3年目及び5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックシートの提出が必要）。

○申込・相談先 最寄りの商工会議所・商工会

○県HP掲載先 ホーム〉産業・労働〉商工業〉融資〉県中小企業融資制度〉制度資金一覧

伴走支援型借換支援資金

新型コロナウイルス感染症等の影響により、経営に支障を来しているものとして、次の要件のいずれかに該当し、かつ、経営指標の向上目標を設定した経営行動計画書を作成して金融機関による伴走支援を受ける中小企業者等が利用できる県の融資制度です。

○融資対象者

- (1) セーフティネット保証4号の規定による市町村長の認定を受けていること。(新型コロナウイルス感染症等に起因し、売上が20%以上減少等。)
- (2) セーフティネット保証5号の規定による市町村長の認定を受けていること。(全国的に業況の悪化している業種に該当する事業者で売上が5%以上減少等)
- (3) 次の①または② i から iii のいずれかに該当すること
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上低下していること
 - ② i 最近1か月間の売上総利益率または営業利益率が前年同月の売上総利益率または営業利益率と比較して5%以上低下していること
 - ii 最近1か月間の売上総利益率または営業利益率が直近決算の売上総利益率または営業利益率と比較して5%以上低下していること
 - iii 直近決算の売上総利益率または営業利益率が直近決算前期の売上総利益率または営業利益率と比較して5%以上低下していること

○融資限度額 運転資金・設備資金1億円

○融資期間 10年以内(据置5年以内)

○融資利率 年1.4%～年1.9%

○信用保証料率 年0.1%～年0.51%

県SDGs登録制度の登録を受けている場合は、さらに0.1%引き下げ

○取扱期間 令和6年3月31日までの保証申込受付分

○申込・相談先 お取引のあるまたは最寄りの金融機関

【取扱金融機関】鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合の各本・支店
商工中金、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行の各県内営業店

県HP掲載先 ホーム〉産業・労働〉商工業〉融資〉新着情報〉借換需要等に対応した県中小企業融資制度資金の創設について

「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」 に登録しましょう！

女性活躍推進宣言企業とは

県女性活躍推進会議では、女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録し、県のホームページや広報誌等を活用して、県民の皆様にPRすることにより、女性活躍推進に向けた取組を促進しています。

宣言企業に登録して、**自社の取組を求職者等へアピールしましょう！**

メリット ①

- ◆県のホームページや広報誌等に企業名等を掲載します！
- ◆ハローワークの求人票に登録企業である旨を記載できます！

企業のイメージアップ！
人材確保！



登録費用無料

メリット ②

- ◆県主催のセミナー等で、宣言する取組をPRします！
- ◆県主催のセミナー、講演会等の情報を提供します！



登録に伴う義務・報告なし

メリット ③

- ◆登録企業限定の表彰制度があります！
・県女性活躍推進優良企業知事表彰
- ◆「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定基準の1つです！



会社の規模に条件なし

対象

鹿児島県内に本社又は事業所がある、企業、事業所、法人、団体等です。

登録の流れ

①それぞれの状況に応じた女性の活躍に資する内容の取組を宣言

②鹿児島県男女共同参画室へ申請書を提出

③申請内容を確認した上で、宣言企業として登録

ご登録はこちらから



鹿児島県女性活躍推進宣言企業

検索



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



○応募・問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県女性活躍推進会議事務局（鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室）
TEL：099-286-2634 FAX：099-286-5541
E-mail：harmony@pref.kagoshima.lg.jp



かごしま ジェンダー平等推進ポータルサイト

職場、家庭、学校、地域等におけるジェンダーギャップ解消の取り組みに向けた気運醸成を図るため、男女共同参画・ジェンダー平等についての関連情報を一元化して発信しています。ぜひご覧ください。

掲載コンテンツ例

職場で取り組みたい！

男女がともに働きやすい
環境づくり



- ・アドバイザー派遣事業
- ・育休・介護取得促進セミナー
- ・職場におけるジェンダー平等推進フォーラム
- ・女性活躍推進宣言企業

地域で活躍したい！

女性の能力向上や
ネットワークの構築



- ・地方自治を担う女性のエンパワーメントセミナー
- ・女性のキャリアデザインセミナー
- ・働く女性のマネジメントセミナー

学びたい！

地域、学校における
学習機会の提供



- ・男女共同参画基礎講座
- ・子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業
- ・男女共同参画地域推進員制度

相談したい！

女性のくらし・しごとサポート
(女性のための相談窓口)



- ・夫婦、家庭、生き方などの相談
- ・配偶者や交際相手からの暴力(DV)
- ・女性の健康相談



かごしまジェンダー平等推進ポータルサイト

検索



【URL】 <https://www.gender-e.pref.kagoshima.jp/>



5 ジェンダー平等を
実現しよう



電話でも相談できます！

令和5年度

相談専用ダイヤル 099-286-3943

県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

8月27日に県庁15階労働委員会で開きます！

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【大学教授・弁護士、労働組合役員、会社経営者】がお受けします。（秘密厳守、無料）

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

○ 日時 令和5年8月27日（日）

午前10時～午後4時（受付：午後3時30分まで）

○ 場所 県庁15階（県労働委員会）（鹿児島市鴨池新町10番1号）

エレベーターで15階までおいでください。電話でもOK！



※スマホサイトはこちらから



《お問合せ・予約先》

鹿児島県労働委員会事務局

鹿児島市鴨池新町10-1 県庁15階

相談専用ダイヤル：099（286）3943

*8時30分～17時15分

ただし

土・日・祝祭日・年末年始を除く。

* 毎月第4火曜日は定期相談会を行っています。

（注：令和5年12月は19日（第3火曜日）です。）

高齢者の雇用の安定に向けて ～助成金のご案内～

国は、就労意欲のある高齢者の雇用機会の増大を図るため、事業主に対して助成制度を設けています。支給額や手続き等の詳細は、問い合わせ先やホームページにてご確認ください。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

60歳以上の高齢者をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主に対して助成されます。助成金を受給するためには、次の要件のいずれも満たすことが必要です。

- (1) ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること。
- (2) 雇用保険の一般被保険者又は高齢被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること。

※当該要件とは別に、雇用関係助成金共通の支給要件があります。また、障害者や母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れた事業主に対しても支給されます。詳しくは問い合わせ先やホームページにてご確認ください。

【問合せ先】 鹿児島労働局職業安定部職業対策課 電話：099-219-8713

【厚生労働省ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html

65歳超雇用推進助成金

高齢者の雇用に安定に資する措置を講じる事業主に方に、国の予算の範囲において、助成金を支給しています。

- (1) 65歳超継続雇用促進コース
65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成します。
- (2) 高齢者評価制度等雇用管理改善コース
高齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して助成します。
- (3) 高齢者無期雇用転換コース
50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成します。

※9月～10月に当該助成金に係る説明会を実施します。会場参加だけでなくポリテクセンター鹿児島開催分のみオンライン参加も可能です。詳しくは問い合わせ先やホームページにてご確認ください。

日時	会場
9月12日（火）13時30分～	鹿児島市（ポリテクセンター鹿児島）
9月13日（水）13時30分～	鹿児島市（ポリテクセンター鹿児島）
9月20日（水）13時30分～	薩摩川内市（SSプラザせんだい）
9月22日（金）13時30分～	鹿屋市（リナシティかのや）
9月27日（水）13時30分～	鹿児島市（ポリテクセンター鹿児島）
10月6日（金）13時30分～	鹿児島市（ポリテクセンター鹿児島）
10月11日（水）13時30分～	鹿児島市（ポリテクセンター鹿児島）

【問合せ先】（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部高齢・障害業務課
電話：099-813-0132

【（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ】 <https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>

賃金引上げに「業務改善助成金」の活用を
～賃金引上げ、設備投資と併せて中小企業・小規模事業者を支援します～

「業務改善助成金」は、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的としています。「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上につながる設備投資、コンサルティング、人材育成・教育訓練などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

鹿児島県最低賃金（現在、時間額 853 円）は、毎年 10 月上旬を目途に見直しが行われています。事業場内最低賃金の引上げをご検討されている場合は、お早めに「業務改善助成金」をご活用ください。

【制度の概要】

1 対象となる事業場

- (1) 中小企業・小規模事業者であること
- (2) 地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が 30 円以内であること
※鹿児島県内事業場の場合、事業場内最低賃金が「853 円から 883 円」の範囲内にある事業場が対象です。

2 助成対象となる取組

- (1) 賃金引上げ計画を策定すること
※取組を行う前に、鹿児島労働局に交付申請を行い、計画の認定（交付決定）を受ける必要があります。
※交付申請後であれば、賃金引上げ計画に基づき、賃金の引上げを実施することができます。
- (2) 交付決定後に、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行い、その費用を支出すること

3 助成上限額

事業場規模、賃金引上げ額、賃金引上げ人数等により、30 万円～600 万円

4 申請期限

令和 6 年 1 月 31 日（水）

※ただし、予算の範囲内で交付するため、申請期限よりも前に受付を終了する場合があります。

<業務改善助成金の詳細はこちら>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyon_ushi/shienjigyou/03.html



◆お問い合わせ先◆ 鹿児島労働局 雇用環境・均等室 TEL 099-223-8239

令和4年度業務改善助成金（通常コース）活用事例

業種	事業場内最低賃金の		生産性向上のための導入機器等	交付額 (千円)
	引上額(コース)	引上人数		
農業	90円	12人	ハイクリビーム	6,000
	45円	4人	LED光源システム	1,000
建設業	60円	4人	顧客管理システム	1,350
	30円	1人	4tダンプ	300
製造業	30円	4人	カスポンクリーナー	700
	90円	7人	麺帯製造機、スクリュウ麺機	4,500
	90円	2人	イメージングスキャナー	1,500
	30円	25人	自動調整ケースシーラー	1,200
	45円	10人	計量器包装機架台	1,287
情報通信業	30円	5人	映像編集転送機器	486
	90円	1人	ビデオカメラ	846
不動産業	45円	7人	オールインワンミーティングボード	1,403
飲食店	90円	8人	急速冷凍機・冷凍機内蔵型ショーケース等	4,500
	60円	9人	食器洗浄機	2,300
	45円	8人	拡張工事	990
	30円	7人	急速冷凍機	594
	90円	2人	低放射フライヤー等	1,114
洗濯・理美容業	90円	1人	洗濯乾燥機	900
	30円	3人	POSレジ	390
医療・福祉	30円	12人	食器洗浄機	1,200
	30円	16人	助手席回転シート車	932
	30円	13人	自動釣銭機等	1,210
	30円	20人	保管庫	1,200
	30円	13人	業務用乾燥機	1,200
	30円	26人	乗用草刈り機	1,125
	30円	4人	自動検圧機能付きトレーニングマシン	700
	30円	1人	電動昇降ベッド・車椅子	300
	30円	1人	PC・iPhone・iPad	284
その他	30円	3人	配送用車両	900

令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

>

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

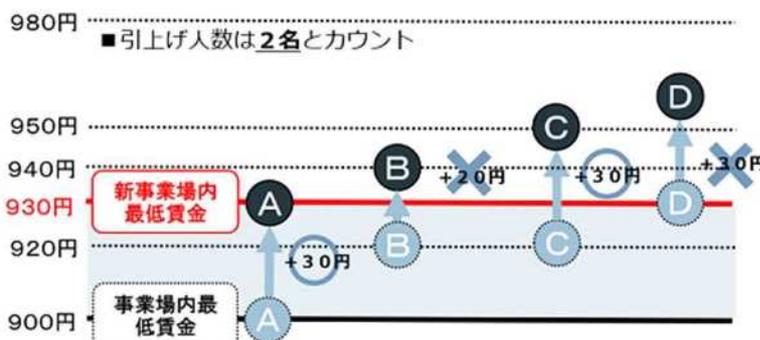
※ 「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることで、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この集、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を掲載しています。



【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応
利用者の健康状態が事務室からは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の時短時間が長くなるがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
利用者の健康状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ヘッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい(社長)

<導入前>

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

<導入後>

削減できた時間で、記録作成、物品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

実施結果
ヘッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動で1人で車両に載せられるようになった。

成果
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上げる従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案

生産性向上のヒント集

検索



業務改善 事例3 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

(※) 設備の本拠地を用いて調理を行う別調理員

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前

導入後

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

さらなる工夫
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や総菜などに力を入れられるようになった。

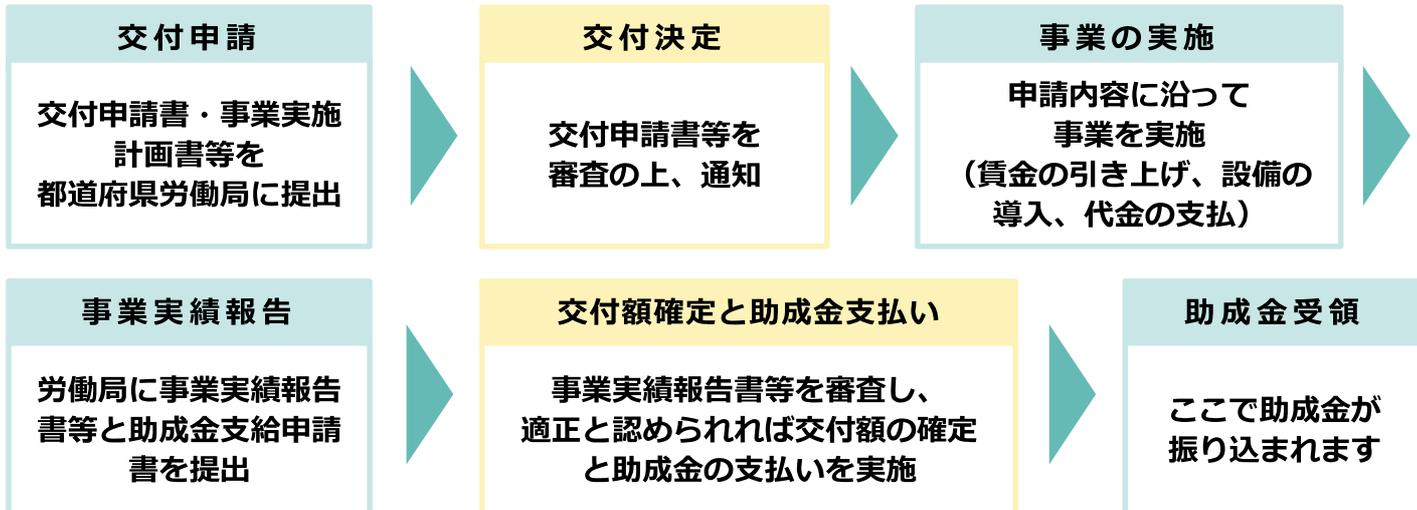
実施内容
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

人材開発支援助成金

「事業展開等リスキリング支援コース」のご案内

人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

▶ 「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
 ・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
 ・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

▶ 「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービスビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
 ・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
 ・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した
 ・土木や建築工事の測量の際に、ドローンによる測量を取り入れて省力化を進めた 等

▶ 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 例：・農業の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
 ・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

注：e-ラーニング、通信制、定額制サービスによる訓練は経費助成のみです。

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円



人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主（※）を支援します！

※ **テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している、又はしていた事業主の方が対象です。**

支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

	支給要件	支給額
① 機器等導入助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。 ● テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 ● 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする ● テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。 	<p>支給対象経費の 30%</p> <p>※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円× 対象労働者数</p>

	支給要件	支給額
② 目標達成助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 ● 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 ● 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。 	<p>支給対象経費の 20%（35%）</p> <p>※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円× 対象労働者数</p>

※（）内は貸金要件を満たした場合に適用

助成対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等（※）の導入・運用
※令和5年4月1日からテレワーク用端末（PC、タブレット、スマートフォン）のレンタル・リース費用が助成対象となります。その他の支給対象となる経費については、支給要領をご確認ください。
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

ご利用の流れ

1

テレワーク実施計画の作成・提出

- ✓ 提出期限までに、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）へ提出



管轄労働局が
テレワーク実施計画を
認定

2

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組（※）を実施

評価期間（機器等導入助成）においてテレワークを実施

- ✓ 計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施（機器購入の場合は納品）・支払を終えることが必要。
- ✓ 計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークに取り組む（評価期間の始期は事業主が設定）。

※助成対象となる取組（カッコ内の数字は上限額）

対象となる取組の詳細については厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

✓ テレワーク用通信機器等の導入・運用

- テレワーク用端末レンタル・リース費用（77万円）
- ネットワーク機器（16万5千円）
- サーバ機器（55万円）
- NAS機器（11万円）
- セキュリティ機器（33万円）
- ウェブ会議関係機器（1万1千円／対象労働者1人）
- サテライトオフィス利用料（33万円）
- テレワーク用サービス利用料（初期費用5万5千円、利用料38万5千円）

✓ 労務管理担当者に対する研修（11万円）

✓ 労働者に対する研修（11万円）

✓ 外部専門家によるコンサルティング（33万円）

✓ 就業規則・労使協定等の作成・変更（11万円）

3

①機器等導入助成に係る支給申請

- ✓ 上記2の実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定することが必要
- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の

30%

※以下いずれか低い方が上限
・100万円 又は
・20万円×対象労働者数

4

評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施。

5

②目標達成助成に係る支給申請

- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ 前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の

20% <35%

※以下いずれか低い方が上限
・100万円 又は
・20万円×対象労働者数

助成金の詳細・問合せ先

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索

※（）内は賃金要件を満たした場合に適用



厚生労働省HPへは
こちらのQRコードからも
アクセス可能です。

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

鹿児島産業保健総合支援センター

さんぽセンターからのご案内

少子・高齢化が進み、労働人口が減少している中で、医療は進歩し、働きながら治療を行う労働者は増加しています。さんぽセンターでは、がんなどの「疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立」を支援する事業場に対してのサポートを無料で行っていきます。今回その一環として、9月に両立支援コーディネーター向け(上段)と事業場向け(下段)として、治療と仕事の両立支援の2つのWebセミナーを開催します。治療と仕事の両立支援を実現するための取り組みの参考としていただきたく、是非、ご参加ください。

両立支援コーディネーターのためのWebセミナー

日時：令和5年9月8日(金) 14時～16時30分

開催方法：オンライン (Zoom使用)

内容：第1部 両立支援における情報収集と共有

講師：産業医科大学 医学部 両立支援科学 両立支援室 副室長

第2部 事例検討会及び交流会

講師：熊本労災病院 治療就労両立支援部 医療ソーシャルワーカー

対象者：両立支援コーディネーター基礎研修 修了者

定員：20名

申込方法：HPメールフォームなど

参加
無料



申込期限：

令和5年9月1日(金)まで

両立支援コーディネーターとは？

治療と仕事の両立に向けて、支援対象者、主治医、会社・産業医などのコミュニケーションが円滑に行われるよう支援する者とされています。支援対象者が治療と仕事を両立できるよう、それぞれの立場に応じた支援の実施及び両立支援に関わる関係者との調整を行うことがその役割として求められていますが、労働者健康安全機構では研修事業を実施し、両立支援コーディネーターの養成を図っています。

◆ 令和5年度基礎研修日程



両立支援コーディネーター基礎研修

検索

<https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/2126/Default.aspx>

治療と仕事の両立支援 Webセミナー

日時：令和5年9月26日(火) 14時～16時15分

開催方法：オンライン (Zoom使用)

内容：第1部 「治療と仕事の両立支援」に関連する労働法について

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 両立支援促進員

第2部 働く女性の健康 ～今、職場でできること～

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健専門職(保健師)

対象者：事業者、人事労務担当者など

定員：20名

申込方法：HPメールフォームなど

参加
無料



申込期限：

令和5年9月19日(火)まで

問合せ先：鹿児島産業保健総合支援センター

TEL 099-252-8002

HP <https://kagoshimas.johas.go.jp/>



従業員のキャリア形成のご相談は、「鹿児島キャリア形成・学び直し支援センター」へお気軽に！

キャリア形成・学び直し支援センター（厚生労働省委託事業）では、生涯を通じたキャリア形成と能力開発、学び・学び直しの機会を提供し、従業員と組織の活性化を総合的に支援しています。

（※本事業は厚生労働省の受託事業として実施しているため、企業様の費用負担はございません。）

ご存知でしょうか？

従業員のキャリア形成を支援することは、事業主の努力義務として定められています。 ※2016年4月、職業能力開発促進法が改正され、従業員のキャリア形成については従業員自身だけではなく、事業主もそれを支援することが努力義務となりました。

①キャリア支援セミナーの実施

自律的なキャリア形成をするにあたり、従業員個々人が自身のキャリアと向き合う・振り返る・学び直しをするきっかけを提供します。 ※ジョブ・カードを活用（セミナー受講人数の上限はございません）

※国の予算の範囲内で実施するため、一定の上限等あり。詳細はお問合わせください。

②キャリアコンサルティングの実施

キャリアの専門家である国家資格を保有したキャリアコンサルタントによる個別面談を行い、個人が抱えている課題の整理・解決を支援します。（お1人あたり60分間）

※国の予算の範囲内で実施するため、一定の上限等あり。詳細はお問合わせください。

上記、①・②は組み合わせでも単独でもご利用いただけます。期待される効果は・・・

従業員：キャリア意識や仕事に対するモチベーションの向上、仕事の目的意識が高まることで能力開発への期待、仕事を通じて継続的に成長し、働くことへの満足度が高まる。

企業：人材の定着・意識向上を通じた組織の活性化、生産性の向上

<活用事例>

- 職場でのやりがいや目標を整理してほしい（若手や入社もない従業員の定着、女性活躍等）
- 将来のキャリアに向けて従業員の学び直しの必要性を感じている
- 育児・介護など、家庭と仕事や治療と両立課題を抱えている
- セカンドキャリアに向け、キャリアの棚卸をして目指す方向を整理してほしい

③セルフ・キャリアドックの導入支援

定期的にキャリアコンサルティング面談を実施することで、社員の仕事に対するモチベーションアップや定着率向上、企業の生産性向上を目指す「仕組みの導入」を支援しています。

▼ご興味のある企業様はこちらも併せてご相談下さい。 <https://carigaku.mhlw.go.jp/scd/>

★過去の実績・事例はこちら <https://carigaku.mhlw.go.jp/koujirei/>

当事業では他にも下記の支援を実施しております。

- 企業の人事・労務担当者の方に向けて多数のオンラインセミナーの開催
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援
- 学生・求職中の方への就職支援自己分析セミナーの開催

<詳細はこちらをご参照ください。 <https://carigaku.mhlw.go.jp/> >

お問い合わせ／鹿児島キャリア形成・学び直し支援センター

mail : carigaku_kagosh@pasona.co.jp TEL : 099-248-9339

URL : <https://carigaku.mhlw.go.jp/>

（本事業は、厚生労働省より株式会社パソナが受託し運営しています）



二次元バーコードはこちら



厚生労働省委託事業